

八王子市職員被服貸与基準取扱要綱

平成 13 年 11 月 1 日 施行

改正 平成 25 年 8 月 26 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市職員の被服を貸与するにあたり、貸与基準の適正な運用を図ることを目的とし、もって職員の安全等福利厚生を充実させるものとする。

(基準の厳守)

第 2 条 所属長は、所属する職員の職務内容を精査し、貸与基準にしたがって必要な被服の種類と数量を貸与すること。

(更新貸与)

第 3 条 所属長は、原則として破損・汚損等で被服が使用不能となった時に限り、現物を確認して更新貸与すること。

ただし、ヘルメットは 3 年に 1 個の貸与とし、更新期には古いヘルメットを回収すること。

(貸与の特例)

第 4 条 所属長は、新規に職員が配属された場合または職員の職務内容により複数貸与が必要と認められる場合は、第 3 条にかかわらず被服を貸与することができる。

(共用貸与)

第 5 条 所属長は、職務の内容・頻度等を勘案し、個人貸与ではなく部課単位での共用貸与が適切と判断される場合には共有の在庫を保有することができる。この場合は総務部労務課長と協議すること。

(被服の廃棄処分等)

第 6 条 所属長は、破損・汚損等の更新により被服等を回収した時は、これを適切に廃棄処分すること。

所属長は、職員が退職又は異動する時は、貸与した被服等で当該所管で再利用できるものを回収し、積極的に再利用を図ること。

(貸与基準の変更等)

第 7 条 所属長は、貸与基準を変更したいとき、または貸与基準を新たに作成しようとするときは、総務部労務課長と協議しなければならない。

(予算執行)

第 8 条 所属長は、被服について予算要求するときは、貸与基準及び第 3 条、第 4 条の趣旨により適正な見積額を計上するとともに、執行にあたっては購入方法・貸与方法等に検討を加え、常に経費節減及び適正な執行に努めること。

附 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。